

2020年2月28日

学校法人 電波学園

## 新型コロナウイルス感染拡大に伴う注意喚起

本学園では、新型コロナウイルス感染拡大に鑑み、学生生徒・教職員の安全確保と学内外への感染被害抑止を最優先に、当面の間の対応と方針を以下のとおり決めました。なお、新型コロナウイルスに関する情報は、日々状況が変化していくため、それに応じて対応と方針も更新してまいります。

### 1. 感染予防について

- 1) 手洗い・うがいを徹底するとともに、あわせて手の消毒等も行うように心掛けてください。
- 2) マスク等の咳エチケットを徹底するとともに、できるだけ人混みを避けるように心掛けてください。
- 3) 外出中は、意識して、手で眼、鼻、口等に触れないようにしてください。  
※咳やくしゃみをおさえた手で触ったドアノブ等にウイルスが付着し、それを触った手で眼、鼻、口に触れることにより粘膜から感染する可能性があるため、上記を徹底してください。

### 2. 健康管理について

次の指針に従い、自身の健康管理を行ってください。なお、該当事項が生じた場合には、学生・生徒は所属校の担任等に、教職員は所属校の管理監督者に連絡して、就学・就業上の判断を仰いでください。

- 1) 風邪や発熱などの軽い症状が現れた場合は、授業や仕事を休み、外出を控え自宅で療養してください。また、毎日体温を測定し記録してください。
- 2) 次の症状のいずれかが現れた場合は、「帰国者・接触者相談センター」に相談し、指示を仰いでください。
  - ①風邪のような症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている場合
  - ②強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合
- 3) 症状の有無にかかわらず、次に該当する場合も、「帰国者・接触者相談センター」に相談し、指示を仰いでください。
  - ①新型コロナウイルス感染症と確定した方と接触した。
  - ②新型コロナウイルス感染症の疑いがある方の気道分泌液、体液、糞便等の汚染物質に触った、それらの処理作業に携わった、あるいは、それらの近くにいた。
  - ③新型コロナウイルス感染症の疑いがある患者を診察・看護・介護・同居した。

### 3. 感染者、濃厚接触者の取扱いについて

#### 1) 教職員の場合

原則として、感染者は治癒するまで、濃厚接触者は14日間の出勤停止とします。なお、感染者は治癒証明書の提出をもって出勤停止解除とします。

#### 2) 学生・生徒の場合

原則として、感染者は治癒するまで、濃厚接触者は14日間の登校停止とします。なお、感染者は治癒証明書の提出をもって登校停止解除とします。

### 4. 外務省HPにて感染症危険情報が確認できる地域からの帰国者について

状況に応じ、以下の対応を取ってください。なお、該当事象が生じた場合は、学生・生徒は所属校の担任等に、教職員は所属校の管理監督者に連絡して、就学・就業上の判断を仰いでください。

#### ■外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

《感染症危険情報》

#### ■中華人民共和国（中国）

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsbothazardinfo\\_009.html#ad-image-0](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsbothazardinfo_009.html#ad-image-0)

#### ■大韓民国（韓国）

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsbothazardinfo\\_003.html#ad-image-0](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsbothazardinfo_003.html#ad-image-0)

1) 帰国時点で発熱37.5℃以上あるいは呼吸器症状のある方は、速やかに空港または湾港の検疫所に報告して、その指示に従ってください。

2) 帰国時点で上記に該当しない方

①次の条件に該当する場合、帰国後14日間は外出を控え、自身の健康状態の経過を厳重に観察してください。

- ・湖北省・浙江省に立ち寄った方
- ・湖北省・浙江省在住者と接触のあった方
- ・中国国内において病院を受診した、あるいは、立ち寄った方

②上記①以外の帰国者は、帰国後14日間は自身の健康状態の経過を厳重に観察してください。

3) 上記の観察期間に発熱あるいは呼吸器症状が出た方は、他人との接触を可能な限り避け、速やかに「帰国者・接触者相談センター」に相談し、その指示に従ってください。

■新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、必要に応じて上記の内容を変更したり、新たな事項を追加したりすることもありますので、ご承知おきください。

#### ■帰国者・接触者相談センターへのお問い合わせ

愛知県保健医療局健康医務部健康対策課 感染症グループ TEL : 052-954-6272

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html)

以上